



ひとり親家庭等

のための

ガイドブック

令和8年7月 兵庫県

はじめに

「ひとり親家庭等のためのガイドブック」は、ひとり親家庭の方や、現在離婚を考えておられる方、ひとりでの出産や子育てを迎える方への様々な支援制度や相談窓口をご案内するものです。

ひとり親家庭の支援制度や相談窓口は主に、各市町役所、県健康福祉事務所(町にお住まいの方)です。わからないことや不安なことは、お気軽にご相談ください。

→詳しくは、[1ページ「I 困ったときはどこに相談したらいい？」](#)へ

本ガイドブックの内容は、兵庫県 HP にも掲載しています。支援制度について詳しく知りたい方は、下記 URL をご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hitorioya.html>



ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)とは

次のいずれかに該当する方で、20 才未満の子どもを扶養している家庭

- ・配偶者と死別した方
- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者の生死が不明の方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって働けない方
- ・配偶者が長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ・配偶者が裁判所からの DV 保護命令を受けた方
- ・婚姻によらないで母・父となった方

※制度ごとに年齢条件が異なります。20 歳未満であっても対象とならない場合があります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

寡婦とは

現に配偶者のない方で、かつて母子家庭の母として 20 才未満の子どもを扶養していた方

目次

I 困ったときはどこに相談したらいい？	1
○ひとり親家庭や離婚前後家庭に関すること	1
①母子・父子自立支援員	1
②母子・父子自立支援プログラム策定員	1
○子育てに関すること	2
①市町児童家庭相談窓口	2
②児童相談所(県こども家庭センター)	2
③児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	3
④親子のための相談 LINE	3
⑤民生委員・児童委員	3
○仕事に関すること	5
①ひとり親就労サポート事業	5
②イーブン女性就業相談室	5
③マザーズハローワーク	6
④職業能力開発施設	7
○DV 等に関すること	9
①兵庫県女性家庭センター(兵庫県配偶者暴力相談支援センター) [悩みの	

ほっとライン]	9
②兵庫県立男女共同参画センター・イーブン なやみ相談＜女性対象＞	9
③兵庫県立男女共同参画センター・イーブン 男性のための相談＜男性対象＞	9
④兵庫県警察本部 ストーカー・DV 相談	10

Ⅱ離婚する前に知っておきたいこと 11

①ご自身とお子さんの安全の確保	11
②お子さんの気持ちに寄り添って	11
○離婚の種類	11
○離婚のときに決めておくこと	12
①子どもに関すること	12
②お金に関すること	15
○養育費や親子交流、財産分与など、離婚に関する相談窓口	17
①ひとり親家庭等特別相談	17
②法テラス(日本司法支援センター)	17
③養育費・親子交流相談支援センター	17
④家庭裁判所	18
⑤公証役場	18

○離婚後の手続き(主なもの)	19
★お子さんの年齢別 主な支援制度.....	23
Ⅲ離婚前後における支援を受けたい.....	24
①公正証書等作成費補助金	24
②養育費保証契約補助金.....	25
Ⅳ手当を受けたい	26
①児童扶養手当制度	26
②交通遺児等育成基金.....	30
Ⅴ経済的な負担を軽減したい.....	31
①母子家庭等医療費給付事業	31
②JR 通勤定期乗車券割引制度	32
Ⅵ貸付を受けたい	33
①母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	33
Ⅶ住まいを確保したい.....	36
①母子生活支援施設	36
②公営住宅(県営住宅、市町営住宅).....	36
③ひとり親家庭住宅支援資金貸付金(返還免除条件付き)	37
Ⅷ仕事を探したい・スキルアップしたい.....	38

①自立支援教育訓練給付金	38
②高等職業訓練促進給付金	39
③高等職業訓練促進資金貸付	40
④高等学校卒業程度認定試験合格支援.....	40

IXこどもの保育が必要な時 41

①子育て短期支援事業.....	41
②ファミリー・サポート・センター	42
③病児・病後児保育推進事業	46

Xこどもの教育費を確保したい 47

①就学援助	47
②高等学校等就学支援金	47
③高校生等奨学給付金.....	47
④「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」.....	48
⑤一般財団法人 あしなが育英会	49
⑥公益財団法人 交通遺児育英会	50
⑦大学等受験料・模擬試験受験料助成制度	51
⑧高等教育の修学支援新制度	51
⑨日本学生支援機構奨学金	52

⑩母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学・就学支度資金).....	52
--------------------------------	----

⑪学習支援	52
-------------	----

XI問い合わせ窓口	53
-----------------	----

①市町(母子福祉担当).....	53
------------------	----

②県内健康福祉事務所.....	55
-----------------	----

③県内共励会加盟団体.....	55
-----------------	----

I 困ったときはどこに相談したらいい？

○ひとり親家庭や離婚前後家庭に関すること

①母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、『子どものいる離婚前後家庭』、『母子家庭の母』、『父子家庭の父』、『寡婦』に関して自立に必要な相談や支援を行うことを職務としています。母子・父子自立支援員は各市の福祉事務所や各町においては、県の健康福祉事務所にいます。

母子・父子自立支援員のみの力では解決が困難な相談の場合、他の専門機関と協力しながら必要な支援を行います。

母子生活支援施設の利用についても、各市福祉事務所、県健康福祉事務所に相談できます。

②母子・父子自立支援プログラム策定員

母子・父子自立支援プログラム策定員は、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立を促進するため、ニーズに応じた子育て・生活支援や、就職支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、他の専門機関と協力しながら、継続的な自立・就業支援を行います。

※事業を実施していない市もありますので、各市にお問い合わせください。

○子育てに関すること

①市町児童家庭相談窓口

児童福祉法により、第一義的な窓口として各市町に児童家庭相談窓口が設けられています。子どもや家庭に関する相談に応じ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ成長するために、各関係機関と連携を図りながら活動しています。皆さんにとって身近な窓口として、きめ細やかな対応ができるよう、相談援助活動を展開しています。

皆さんのまわりでも「虐待かな」と思われることがあったり、妊娠や出産、子育てに不安があれば、相談の秘密は守られるので、
1 人で悩まずに最寄りの市町の児童家庭相談窓口又は県こども家庭センター（児童相談所）へご連絡ください。

「市町児童家庭相談窓口」(兵庫県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hw10_000000061.html



②児童相談所(県こども家庭センター)

児童相談所では、0 歳から 18 歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を展開しています。

なお、兵庫県では、児童相談所の名称を「こども家庭センター」にしています。

県内には、県所管の中央こども家庭センター（内に、洲本分室）、西宮こども家庭センター、川西こども家庭センター（内に、丹波分室）、加東こども家庭センター、姫路こども家庭センター、豊岡こども家庭センターと、神戸市所管の神戸市こども家庭センター、尼崎市所管の尼崎市児童相談所、明石市所管の明石こどもセンターがあります。それ

それぞれが管轄区域を持って活動しています。

「こども家庭センター（児童相談所）」（兵庫県 HP）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf22/hw30_000000001.html



③児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

189（通話料無料）お近くの児童相談所につながります。

「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について」（こども家庭庁 HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougryakutai/gyakutai-taiou-dial>



④親子のための相談 LINE

家庭や子育てについて、「LINE」で相談ができます（匿名利用可能）。

平日 10:00～20:00 土・日 12:00～18:00（祝日、年末年始除く）



⑤民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当地域において、高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。

また、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。

兵庫県を担当部局は、福祉部地域福祉課地域福祉班（代表：078-362-3181）ですが、詳細及びご相談につきましては、居住地の市役所・町役場の「民生委員・児童委員」担当部局にお問い合わせください。

○仕事に関すること

①ひとり親就労サポート事業

児童扶養手当受給者を対象とした担当者制の就業相談（ひとり親就労サポート事業）を実施し、仕事と子育ての両立が可能な求人の提供、職業紹介、応募書類の作成支援、職業訓練のあっせんなど、関係機関とも連携しながら求職活動のサポートを実施しています。

お気軽に住所地管轄のハローワークへお問い合わせください。

②イーブン女性就業相談室

ベビーカーを横に求人検索や職業相談等が受けられる広いスペースに、キッズコーナーも隣接し、子ども連れでも利用しやすい相談窓口です。

<https://hyogo-even.jp/joseishugyou>



イーブン 女性就業相談室	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー7階	ハローワーク相談窓口 078-360-8260 県立男女共同参画 センター・イーブン 078-360-8550
-----------------	---------------------------------	---

③マザーズハローワーク

「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」では、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など、子ども連れて来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。利用料等一切無料です。

マザーズ ハローワーク三宮	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 1 階	078-231-8603
マザーズハローワーク 尼崎	尼崎市南塚口町 2 丁目12-18 塚口若松ビル2階	06-6421-0810
ハローワーク姫路 マザーズコーナー	姫路市駅前町 265 番地 姫路K T ビル 3 階	079-285-1186
ハローワーク西宮 マザーズコーナー	西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎2F (ハローワーク西宮内)	0798-22-8600 (41 #)
ハローワーク加古川 マザーズコーナー	加古川市野口町良野1742 (ハローワーク加古川内)	079-421-8624
ハローワーク豊岡 マザーズコーナー	豊岡市寿町8-4 (ハローワーク豊岡内)	0796-23-3101
ハローワーク西神 マザーズコーナー	神戸市西区糺台5-3-8 (ハローワーク西神内)	078-991-1100
ハローワーク明石 マザーズコーナー	明石市大明石町2-3-37 (ハローワーク明石内)	078-912-2305
ハローワーク伊丹 マザーズコーナー	伊丹市昆陽1-1-6 (ハローワーク伊丹内)	072-772-8609

※上記以外のハローワークでもお気軽にご相談ください。

※マザーズハローワーク・
マザーズコーナーの
ご案内（ホームページ）



※マザーズハローワーク
の LINE



④職業能力開発施設

新たに就職しようとする人、転職希望の人に必要な知識、技能、資格を身につけるための施設が職業能力開発施設です。

お気軽に職業能力開発施設または住所地管轄のハローワークにお問い合わせください。

兵庫県立 神戸高等技術専門学院		神戸市西区学園東町 5 -2 https://www.kobe.kgs.ac.jp/	078-794-6630
兵庫県立 ものづくり大学校		姫路市市之郷1001-1 https://monodai.ac.jp/	079-240-7077
兵庫県立 但馬技術大学校		豊岡市九日市下町140 https://www.tajima.ac.jp/	0796-24-2233
兵庫県立 障害者高等技術専門学院		神戸市西区曙町 1070 https://www.sgi.ac.jp/	078-927-3230
国立県営 兵庫障害者職業能力開発校		伊丹市東有岡 4 - 8 https://www.hyoushou.jp/	072-782-3210

[独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構]

港湾職業能力開発 短期大学校 神戸校		神戸市中央区港島8-11-4 https://www3.jeed.go.jp/hyogo/college/	078-303-7325
兵庫職業能力開発 促進センター 加古川訓練センター (ポリテクセンター加古川)		加古川市東神吉町升田1688-1 https://www3.jeed.go.jp/kakogawa/poly/	079-431-2517
兵庫職業能力開発 促進センター (ポリテクセンター兵庫)		尼崎市武庫豊町 3-1-50 https://www3.jeed.go.jp/hyogo/poly/	06-6431-7367

※ポリテクセンター加古川とポリテクセンター兵庫は子育て中の人も安心してセンターの訓練が受講できるよう、託児サービス付き職業訓練を実施しています。

原則として住所地を管轄するハローワークに利用申込書を提出して下さい。応募要件や、受講中に受給できる手当等もありますので、ハローワークに相談して下さい。

○DV 等に関すること

配偶者等からの暴力などで悩んでおられる方は、ひとりで悩まずに次の相談機関に気軽にお電話ください。無料相談です。秘密は厳守いたします。

①兵庫県女性家庭センター(兵庫県配偶者暴力相談支援センター)

[悩みのほっとライン]

電話相談受付時間:毎日 9:00~12:00、13:00~21:00

(土日・祝日も行っています。年末年始は17時まで)

電話番号:078-732-7700

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf23/hw37_000000002.html



②兵庫県立男女共同参画センター・イーブン なやみ相談<女性対象>

[電話相談]

電話相談受付時間:月~土曜日 9:30~12:00、13:00~16:30

(祝日及び年末年始を除く)

電話番号:078-360-8551

[面接相談(予約制)]

電話番号:078-360-8554 (受付9:00~)

面接時間:月~金曜日 9:40 ~ 18:40、土曜日 9:40 ~ 16:40

※1回 50 分

③兵庫県立男女共同参画センター・イーブン 男性のための相談<男性対象>

電話相談受付時間:原則、毎月第1・第3火曜(祝日・年末年始を除く)

17:00~19:00

電話番号:(078)360-8553

※ 相談時間はお一人1回20分まで

<https://hyogo-even.jp/consultation>



④兵庫県警察本部 ストーカー・DV 相談

電話相談受付時間:毎日 24 時間

電話番号:078-371-7830



<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/sodan/stalker/taisaku/index.htm>

Ⅱ離婚する前に知っておきたいこと

離婚しても、お子さんにとってお父さん、お母さんであることには変わりありません。離婚について考えると漠然とした不安に圧倒されてしまうかもしれませんが、お子さんの今後のすこやかな成長と生活の安定のために、離婚の前に知っておきたいことがあります。

①ご自身とお子さんの安全の確保

もし、身体的または精神的な暴力(DV)を受けている、もしくはその危険がある場合は、何よりもまずご自身とお子さんの安全を確保してください。

一人で抱え込まずに相談窓口(P9)に相談してください。

②お子さんの気持ちに寄り添って

お子さんにとっても両親の離婚はとても大きなできごとです。「自分はこれからどうなってしまうのか」というお子さんの関心(心配)に寄り添い、愛情が変わらないことを伝えましょう。

○離婚の種類

離婚の方法は、大きく分けて次の3つです。

協議(きょうぎ)離婚	夫婦二人で話し合い、合意の上で離婚届を役所に提出する方法。 ※協議内容は口約束ではなく、公正役場で公正証書にしておくようにしましょう。夫婦だけで離婚条件に合意することが難しい場合には、ADR(裁判外紛争解決手続)を利用する方法もあります。
------------	--

調停(ちょうてい)離婚	夫婦間で話し合いがつかない場合に、家庭裁判所の「調停」を利用する方法。裁判官と調停委員が間に入り、話し合いをサポートします。合意に至れば調停調書が作成され、調停成立後 10 日以内に役所へ離婚届を提出します。
裁判(さいばん)離婚	調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判をおこすことができます。裁判官によって離婚の判決が出た場合、判決確定後 10 日以内に役所へ離婚届を提出します。

※令和8年4月から離婚届の様式が改正され、父母双方が親権を行う子欄、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子欄、監護の分掌（離婚後の子育ての分担）、親子交流及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄等が追加されました。

○離婚のときに決めておくこと

①子どもに関すること

1)親権者

親権者は、未成年の子どもがいる場合に、親権者は子どもの世話や教育を行い(身上監護)、子どもの財産を管理する(財産管理)ことになります。また、親権者は、子どもが契約を行う場合の「法定代理人」になります。

※令和8年4月以降、離婚後も両親とも親権者とする「共同親権」を選択することが可能になりました。

※離婚後も子どもと同居する親権者が監護者を兼ねることが一般的ですが、親権から「身上監護権」を切り離して、親権者とは別に監護者を定めることもできます。

2)養育費

子どもを監護、教育するために必要な費用のことをいいます。子どもが自立するまでに要する費用で、衣食住などの生活費、教育費、医療費等です、父母ともに親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを扶養する責務を負います。この扶養の程度は、子どもが親と同程度の水準の生活を維持することができるようなもの（生活保持義務）でなければなりません。

お子さんのための養育費を確実に受け取るため、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておき、公正証書等の公式な文書にしておくことをお勧めします。

※令和8年度4月以降に離婚した場合、離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、子どもと暮らす親が他方の親へ、子ども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる「法定養育費」制度があります。（養育費が決まるまでの暫定的、補充的な制度です。）

「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」（法務省パンフレット）

<https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>



※養育費の金額は話し合っで決めることにはなりますが、裁判所が公表している「算定表」を目安にすることができます。

「養育費等算定表」（裁判所 HP）

https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html



2)子どもの氏(名字)変更

親の離婚後の子どもの氏(名字)は、離婚前と変わりません。離婚して氏が変わった親と子どもの氏を同じにしたいという場合は、家庭裁判所へ「子の氏の変更許可申立」を行い、許可が出た後、役所に戸籍の届出を行います。

「子の氏の変更許可」(裁判所 HP)

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_07/index.html



3)親子交流

子どもと離れて暮らす親が、子どもと会ったり、オンライン通話や電話、手紙等で交流することです。親子交流は、子どものためのものであり、親子交流の取り決めをする際には、子どもの気持ち、日常生活のスケジュール、生活リズムを尊重するなど、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。

親子交流を円滑に行い、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと温かく、信頼できる親子関係を築いていくためには、父母それぞれの理解と協力が必要です。このため、父母が離婚協議の中で親子交流の内容(具体的な頻度や場所)、連絡方法などについてよく話し合うことが大切です。

※なお、相手から身体的・精神的暴力等の被害を受けるおそれがあるなど、親子交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合には、以上の点は当てはまりません。

②お金に関すること

1)財産分与

離婚するとき、夫婦が共同生活を送る中で形成した財産を公平に分配することです。名義がどちらであっても、結婚生活中に夫婦で築いた財産(預貯金、不動産、生命保険、自動車、家具、債権等)は、夫婦の共同財産として、基本的に2分の1ずつ分けることになります。

※結婚前から持っていたもの(特有財産)、個人的な物品(衣類、趣味の道具など)、相続や贈与で得た財産は財産分与の対象にはなりません。

※共同生活の維持や資産形成をするために行った借金(住宅ローンなど)も財産分与の対象になります。

※財産分与は、離婚から5年(令和8年3月31日以前に離婚した場合は2年)を経過すると請求できなくなります。

2)慰謝料

夫婦のうち一方が有責行為(不法行為。不貞行為やDVなど)を行い、離婚することになった場合には、慰謝料を請求できる場合があります。請求したとしても必ず認められるものではありません。調停が成立したり、裁判で認められた場合も、金額は夫婦の状況により異なります。

3)年金分割

厚生年金や共済年金に加入している場合、結婚していた期間中の標準報酬総額を夫婦で分けて年金受給額に反映させる制度です。

「離婚時の年金分割」(日本年金機構 HP)

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/kyotsu/rikon/20140421-04.html>



<民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について>

父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、令和8年4月1日に、民法等の一部を改正する法律が施行されました。

この法改正により、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直されました。

従来のルールから改正された点や、令和8年4月以降の離婚とそれ以前の離婚で利用できる制度が異なっている点があります

「民法等改正について」(こども家庭庁 ひとり親家庭のためのポータルサイト)

<https://support-hitorioya.cfa.go.jp/revision/#01>



○養育費や親子交流、財産分与など、離婚に関する相談窓口

①ひとり親家庭等特別相談

弁護士が、母子・父子家庭、寡婦の方の法律相談（離婚、相続、慰謝料、養育費等）に対応します。

ご相談希望の方は、お住まいの市福祉事務所（政令市と中核市を除く）、町にお住まいの方は県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員までお問い合わせください。

「ひとり親家庭等特別相談」（兵庫県 HP）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hw10_000000052.html



②法テラス（日本司法支援センター）

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように国によって設立された相談窓口です。無料の法律相談や、弁護士や司法書士に事件の解決を依頼する場合の費用の立替えも行っています。

「法テラス兵庫」（日本司法支援センター法テラス HP）

<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-hyogo/>



「民事法律扶助におけるひとり親支援の拡充について」（日本司法支援センター法テラス HP）

<https://www.houterasu.or.jp/soshiki/15/hitorioyashien.html>



③養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流に関する相談について、電話及びメールにより受け付けています。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.youikuhi-soudan.jp/>



④家庭裁判所

離婚や相続など、家庭内(夫婦、親子、親族等)の問題についての申立て手続きを案内します。

「神戸家庭裁判所 管内の裁判所の所在地」(裁判所 HP)

<https://www.courts.go.jp/kobe/about/syozai2/index.html>



「神戸家庭裁判所 裁判手続きを利用する方へ」(裁判所 HP)

<https://www.courts.go.jp/kobe/saiban/index.html>



⑤公証役場

公証人が公正証書の作成等を行っています。

「神戸地方法務局管内 公証役場一覧」(法務省 HP)

<https://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/table/kousyou/all.html>



○離婚後の手続き(主なもの)

氏(名字)や本籍、住所を変更する場合の手続き

☐住民票の異動(転居・転出入・世帯主変更)

手続き場所:転居先の市町役場、区役所

提出期限:転居後14日以内

☐印鑑登録

手続き場所:市区町役場

☐マイナンバーカードの変更

手続き場所:市町役場、区役所

提出期限:氏や住所が変わったとき、変更から14日以内

☐婚氏続称の届出

離婚後も婚姻中の姓を使用したとき

手続き場所:市町役場、区役所

提出期限:婚姻により姓が変わった離婚後3か月以内

☐子の氏の変更許可申し立て

離婚で別の姓になった親子の氏(名字)を同じにしたとき

手続き場所:子の住所地を管轄する家庭裁判所

※子が15歳以上…本人が申し立て

子が15歳未満…親権者が申し立て

☐入籍届

離婚で別になった戸籍を同じにしたいとき

手続き場所:市町役場、区役所

☐子どもの転入学(保育所、学校等)

手続き場所:市町役場、区役所

健康保険、年金に関する手続き

☐ 国民健康保険への加入

社会保険加入者の扶養家族だった人が、国民健康保険に加入するとき

手続き場所：市町役場、区役所

提出期限：転居後14日以内

☐ 国民健康保険の変更手続き

国民健康保険加入者で、住所が違う市町に変わったとき、住所や氏(名字)が変わったとき

手続き場所：市町役場、区役所

☐ 国民年金の変更手続き

厚生年金加入者の被扶養配偶者だった人が扶養を外れるとき

手続き場所：市町役場、区役所

☐ 社会保険・厚生年金への加入

厚生年金加入者の被扶養配偶者だった人または国民年金加入者だった人が、自身の勤務先の厚生年金に加入するとき

手続き場所：勤務先

☐ 社会保険・厚生年金の変更手続き

厚生年金加入者で、扶養家族に変更があったとき

手続き場所：勤務先

☐ 子の健康保険の資格喪失手続き

子を元配偶者(社会保険加入者)の扶養家族から外すとき

手続き場所：元配偶者の勤務先

☐ 年金分割手続き

婚姻期間中の厚生年金(共済年金)保険料納付記録を分割し、年金受給額に反映させるとき(P9参照)

手続き場所：年金事務所

子ども、ひとり
親家庭支援に
関する手続き

☐児童手当の変更手続き(受給者、振込口座等)

手続き場所:市町役場、区役所

提出期限:離婚後15日以内

☐児童扶養手当の申請(P19参照)

手続き場所:市町役場、区役所

※申請月の翌月分からが支給の対象です。手続きはお早めに。

☐母子家庭等医療費助成(P24参照)

手続き場所:市町役場、区役所

☐JR通勤定期乗車券割引制度の申請(P25参照)

手続き場所:市町役場、区役所

☐住民税の控除

税法上のひとり親、寡婦の方についての所得控除

手続き場所:市町の税の窓口

☐所得税の控除

税法上のひとり親、寡婦の方についての所得控除

手続き場所:勤務先、住所地を管轄する税務署

その他、住所や
名義変更等に
伴う手続き

☐ 障害者福祉関係の手続き

障害者手帳、各種受給者証、特別児童扶養手当等の各種手
当等

問合せ先：市町役場、区役所

☐ 各種医療費助成(自立支援医療、特定疾患等)の手続き

問合せ先：市町役場、区役所

☐ 学校徴収金等の手続き

問合せ先：市町役場、区役所または通園学している学校園

☐ 運転免許証

問合せ先：警察署、免許更新センター

☐ 預貯金通帳

問合せ先：金融機関

☐ クレジットカード

問合せ先：クレジットカード会社

☐ 生命保険等

問合せ先：保険会社

☐ 住宅の賃貸名義

問合せ先：家主、仲介業者

☐ 光熱水費の名義や引落口座変更

問合せ先：電力会社、ガス会社、水道局、金融機関等

☐ 携帯電話、インターネット

問合せ先：携帯電話会社、インターネットプロバイダ事業者

★お子さんの年齢別 主な支援制度

※1 お子さんに一定の障害がある場合

※2 加入は16歳未満、支給は19歳に達する月まで

	就学前		小学校	中学校	高校	大学等	
	0～2歳	3～6歳				20歳未満	20歳以上
養育費	公正証書作成費補助金(P.24)					母	父
	養育費保証契約補助金(P.25)					母	父
手当	児童扶養手当(P.26)					※1	母 父
	交通遺児等育成基金(P.30)					※2	母 父
経済的な負担軽減	母子家庭等医療費給付事業(P.31)					母	父
	JR通勤定期乗車券割引制度(P.32)					※1	母 父
貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付金(P.33)						母 父 寡
住まい	母子生活支援施設(P.36)					母	
	公営住宅(県営住宅、市町営住宅)(P.36)					母	父
	住宅支援資金貸付金(P.37)					母	父
仕事を探す スキルアップ	自立支援教育訓練給付金(P.38)					母	父
	高等職業訓練促進給付金(P.39)					母	父
	高等職業訓練促進資金貸付(P.40)					母	父
	高等学校卒業程度認定試験合格支援(P.40)					母	父
こどもの保育	子育て短期支援事業(P.41)					母	父
	ファミリーサポートセンター(P.42)					母	父
	病児・病後児保育推進事業(P.46)					母	父
こどもの教育	就学援助(P.47)					母	父
	学習支援(P.52)					母	父
	高等学校等就学支援金(P.47)					母	父
	高校生等奨学給付金(P.47)					母	父
	「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」(P.48)					母	父
	一般財団法人 あしなが育英会(P.49)						母 父
	公益社団法人 交通遺児育英会(P.50)						母 父
	大学等受験料・模擬試験受験料助成制度(P.51)					母	父
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学・就学支度資金)(P.52)						母 父 寡
	高等教育の修学支援新制度(P.51)						母 父 寡
	日本学生支援機構奨学金(P.52)						母 父 寡

※本表は各支援制度の大まかな目安となっています。対象年齢や利用条件については実施機関により異なりますので、利用の際は実施機関へお問い合わせください。

また、本表以外にも利用できる支援制度がある場合がございますので、お住まいの市町や実施機関へお問い合わせください。

Ⅲ離婚前後における支援を受けたい

①公正証書等作成費補助金

養育費の債務名義化の作成にかかる費用を補助します。養育費はこどもの健やかな成長のため、生活を支える大切なものです。ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるよう補助します。

市にお住まいの方は各市、町にお住まいの方については県が実施主体となっています。

※事業を実施していない市もありますので、各市にお問い合わせください。

〈支給対象者〉下記の要件をすべて満たすひとり親等の方

- ・申請日において兵庫県内の町及び事業を実施する市にお住まいのひとり親世帯等の方
- ・養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- ・養育費の取り決めの対象となる 20 歳未満の児童を現に扶養している方
- ・養育費の取り決めにかかる経費を負担した方
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

〈補助対象経費〉※上限3万円

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の裁判又は審判若しくは調停に要する収入印紙代、戸籍謄本等の取得に要する経費及び調停等に要する郵便切手代

詳しくは、各市、健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

「養育費履行確保等支援事業」(兵庫県 HP)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/youikuhi.html>



②養育費保証契約補助金

〈支給対象者〉下記の要件をすべて満たすひとり親等の方

- ・申請日において兵庫県内の町及び事業を実施する市にお住まいのひとり親世帯等の方
- ・養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- ・養育費の取り決めの対象となる 20 歳未満の児童を現に扶養している方
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

〈補助対象経費〉※上限5万円

補助対象経費については、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料

詳しくは、各市、健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

IV手当を受けたい

①児童扶養手当制度

父又は母と生計をとともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母や父又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

父又は母がいても極めて重度の障害がある場合には支給されます。

◎ 対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障害がある児童が、次のいずれかに該当する場合。

1. 父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童・・・離婚
2. 父(母)が死亡した児童・・・死亡
3. 父(母)が重度の障害の状態にある児童・・・障害
4. 父(母)の生死が明らかでない児童・・・生死不明
5. 父(母)に1年以上遺棄されている児童・・・遺棄
6. 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童・・・保護命令
7. 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童・・・拘禁
8. 母が婚姻によらないで懐胎した児童・・・未婚
9. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童・・・その他

◎ 支給されない場合

1. 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合
2. 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）などに入所している場合
3. 児童が里親に委託されている場合
4. 対象となる児童が父又は母の配偶者（内縁関係、同居など婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に養育されている場合

◎ 認定・支給の方法

住所地の市区役所または町役場で請求の手続きをしてください。

また、認定を受けた後も、手当を引き続き受ける要件を満たしているか

どうかを確認するため、毎年 1 回、現況届の提出が必要です。

◎ 支給日

手当は奇数月に前月までの 2 か月分が支給されます。

支給日に指定の金融機関の口座に振り込まれますが、土曜日、日曜日又は休日のときは、その直前の日曜日等でない日となります。

支給月	支給対象月
5 月	3月～4月
7 月	5 月～ 6 月
9 月	7 月～ 8 月
11 月	9月～ 10 月
1 月	11 月～ 12 月
3 月	1 月～ 2 月

◎ 所得の制限

手当を受けようとする人と扶養義務者の前年所得（市町
民税課税台帳の所得）が所得制限限度額以上であるときは、手当の全部または一部
が支給されません。

所得額等は、毎年現況届により確認します。

◎ 令和8年度所得制限限度額

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給限度額	一部支給限度額	
0 人	69 万円	208 万円	236 万円
1 人	107 万円	246 万円	274 万円
2 人	145 万円	284 万円	312 万円
3 人	183 万円	322 万円	350 万円
4 人	221 万円	360 万円	388 万円
制限限度額に加算する額	○特定扶養親族…1 人につき 15 万円 ○老人控除対象配偶者・老人扶養親族…1 人につき 10 万円		老人扶養親族 1 人につき 6 万円（扶養親族すべて 70 才以上の場合は 1 人を除く）

＊受給者が父又は母である場合は、所得額に養育費等の 8 割を加算します。

＊所得額から次の額を控除します。

＊給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、給与所得全額と公的年金等に係る所得の全額の合計額から 10 万円を控除します。(令和 2 年分以後の所得から適用)

○一律控除…8 万円

○障害者控除、勤労学生控除…各 27 万円 ○特別障害者控除…40 万円

○配偶者特別控除、医療費控除、特定親族特別控除、小規模企業共済等掛金、雑損控除…地方税で控除された額

○寡婦控除(受給者が母以外の場合のみ)…27 万円

○ひとり親控除(受給者が父又は母以外の場合のみ)…35 万円

◎ 手当月額〈令和 8 年度〉

所得制限により、次のいずれかの額になります。

	第一子分		第二子以降加算	
	全部受給者	一部支給者	全部受給者	一部支給者
支給月額	48,050円	48,040円～ 11,340円	11,350円	11,340円～ 5,680円

◎ 手当額の一部支給停止措置（平成 20 年 4 月～）

「手当の支給開始月から 5 年」または「手当の支給要件に該当してから 7 年」を経過したとき（＊）は、手当額の 2 分の 1 が支給停止されます。

（＊）手当の認定請求（額改定請求）をした日において 3 歳未満の児童を監護する場合は、この児童が 3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過したとき。

対象者には事前にお知らせの文書が届きます。

下記の適用除外事由に該当する人は、「一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類を提出すれば、これまでどおりの手当額が支給されます。

手当の支給開始後 5 年等を経過する月（以下「5 年等満了月」という。）の直前の時期の現況届及び 5 年等経過後、毎年、現況届と併せて、「一部支給適用除外事由届出書」及び関係書類の提出が必要です。

手当額の 2 分の 1 が支給停止された後であっても、下記の適用除外事由に該当すれば、届出を受け付けます。

<適用除外事由>

1. 就業している場合
2. 求職活動等自立を図るための活動をしている場合
3. 身体上又は精神上の障害がある場合
4. 負傷又は疾病等により就業することが困難である場合
5. 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である場合

◎ 児童扶養手当に関する詳しい手続きについては、お住まいの市区役所、または町役場にお問い合わせください。

「児童扶養手当制度」(兵庫県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hw10_000000068.html



②交通遺児等育成基金

交通事故による死亡・重度後遺障害を負われた方の子弟の生活基盤の安定と健全育成の支援が求められているので、国と民間企業の協力を得て昭和 55 年の発足から一貫して交通遺児育成基金事業、交通遺児等支援給付事業（社会福祉事業）などを実施しています。

公益財団法人 交通遺児等育成基金

TEL:0120-16-3611

<https://www.kotsuiji.or.jp/>



V 経済的な負担を軽減したい

①母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等である方が、病気やけがをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を公費負担します。

なお、市町によっては、県の助成範囲に上乗せをして助成をしており、対象要件・所得制限・一部負担金等が下記の内容と異なっている場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町の福祉（母子家庭等）医療担当課にお問い合わせ下さい。

○対象となる方について

以下の要件を満たす、18 歳に達する年度末までの児童又は 20 歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父

①母子家庭

市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童

②父子家庭

市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童

③遺児

両親と死別等した児童

○所得制限について

児童扶養手当（全部支給）の所得制限の基準を準用

○一部負担金について

通院…Ⅰ保険医療機関等あたりⅠ日 800 円（低所得者は 400 円）を限度に月 2 回まで負担

入院…定率Ⅰ割負担（負担限度額月額 3,200 円（低所得者 1,600 円））

連続して 3 か月を超える入院の場合、それに続く 4 か月目以降は一部負担金を求めません。

「母子家庭等医療費給付事業」（兵庫県 HP）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf07/hw06_000000005.html



②JR 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、JR 通勤定期乗車券を 3 割引で購入することができる制度です。学割など他の割引制度との併用はできません。

〈内容〉 証明書を添えて申し込む JR 通勤定期乗車券を 3 割引で購入することができます。(学割など他の割引制度との併用はできません。)

〈対象者〉 児童扶養手当受給者の方及びその方と同一世帯員の人で、通勤のために定期券を必要とする人が対象となります。児童扶養手当の受給資格を持っていても、手当が全部支給停止になっている人は対象になりません。

〈申請できる人〉対象となる本人

〈申請期日〉随時

※詳しくは、各市町担当者にお問い合わせください。

VI貸付を受けたい

①母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした 12 種類の資金からなる貸付制度です。

資金名	貸付対象	概要	貸付限度額
修学資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学（院）等で修学するために必要な資金	月額 27,000 円 ～ 183,000 円
就学支度資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等に入学するために必要な資金	150,000 円 ～ 590,000 円
就職支度資金	母・父・寡婦・児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金	一般 110,000 円 特別 340,000 円 自動車購入の場合 340,000 円
修業資金	母・父・寡婦・児童	子どもが就職等に必要の技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円
技能習得資金	母・父・寡婦	就職等に必要の知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 一括 816,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円
医療介護資金	母・父・寡婦・児童	医療又は介護（医療又は介護を受ける期間が 1 年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療・一般 340,000 円 医療・特別 510,000 円 介護 500,000 円
生活資金	母・父・寡婦	技能習得、医療または介護を受けている間等に加え、家計が急変し児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者が、生活をするために必要な資金	技能習得期間中 月額 141,000 円 医療・介護期間中 月額 118,000 円 生活安定期間中 月額 118,000 円 (2,832,000 円 を限度)

			養育費取得 1,416,000 円 失業期間中（失業後1年以内） 月額 118,000 円 家計急変 児童扶養手当に準拠した額 （全部支給の額）
結 婚 資 金	母・父・寡婦	扶養している子どもが結婚するために必要な資金	340,000 円
住 宅 資 金	母・父・寡婦	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金	補修等・一般 1,500,000 円 新增築・特別 2,000,000 円
転 宅 資 金	母・父・寡婦	住宅を移転するために必要な資金	260,000 円

※事業開始資金、事業継続資金については、事業に係るリスクがかえってひとり親家庭等の自立の妨げになるケースが多いことから、当面の間、新規貸し付けを行わないこととしています。

「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(兵庫県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hw10_000000044.html



<対象者について>

貸付の対象者は、兵庫県内にお住まいの母子家庭の母と父子家庭の父、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）です。ただし、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方の場合、特別な事情がないときは、前年度の所得が2,036,000円を超えると、災害等特別の事情がある場合を除き、貸付対象外となります。

また、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、母子家庭の

母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）にも貸付ができます。

<貸付の相談及び申し込み方法について>

市にお住まいの方は市福祉事務所、町にお住まいの方は町役場福祉担当又は県健康福祉事務所へご相談ください。

注：政令指定都市及び中核市はそれぞれが貸付主体となっております。したがって神戸市と姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市にお住まいの方はそれぞれの市役所または区役所に直接お問い合わせください。

VII 住まいを確保したい

① 母子生活支援施設

子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に入所でき、その自立の促進のために生活を支援する児童福祉施設です。費用については、所得に応じて負担していただきます。

※詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

② 公営住宅(県営住宅、市町営住宅)

県営住宅では、母子世帯、父子世帯や子育て世帯の優先枠を設けています。入居申し込み等の相談は、各指定管理者にお問い合わせください。

「兵庫県営住宅の募集・管理」(県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks28/wd29_000000011.html



「県営住宅における子育て支援」(県 HP)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks28/kenjukosodate.html>



なお、市町営住宅では市町により取り扱いが異なります。詳しくは、各市町にお問い合わせください。

③ひとり親家庭住宅支援資金貸付金(返還免除条件付き)

自立に向け意欲的に取り組むひとり親家庭に対し、生活基盤の安定を図るため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸し付けます。

※母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っていない市にお住まいの方はご利用できません。

〈支給対象〉 次の①、②のすべてを満たす方

①児童扶養手当受給者又は同等の所得水準世帯の方

(所得水準を超過した場合でも 1 年以内であれば対象)

②母子・父子自立支援プログラム策定を受け、資格取得若しくは

転職、収入増に向けて修学又は活動している方

〈貸付額〉 上限 7 万円(家賃の実費相当)※上限 12 ヶ月

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

「ひとり親家庭住宅支援資金貸付(返還免除条件付き)」(兵庫県 HP)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/juutakushienshikinkashituke.html>



Ⅷ仕事を探したい・スキルアップしたい

ひとり親になって、転職・職探して困っている方も多いのではないのでしょうか？

でも、あきらめないで。必ず、自分にあった働き方はみつかります。

お子さんとの安定した生活を目指して頑張りましょう。

①自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。

※専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）を受講する場合、6 か月ごとの分割支給が可能（受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に限る）

〈支給対象〉

・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者

〈支給額〉

・対象講座の受講料の6割相当（上限 20 万円、下限 1 万 2 千円）

・雇用保険の受給資格のある方は教育訓練給付額と受講料の 6 割相当との差額

※専門実践教育訓練給付対象講座：上限 40 万円×修業年数

※専門実践教育訓練給付対象講座に限り、修了後 1 年以内に資格取得 等し、就職等した場合、受講費用の 25%（上限年間 20 万円）を追加支給（最大 85%の支給）

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

「自立支援教育訓練給付金」（兵庫県 HP）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/jiritsusien.html>



②高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について生活の負担軽減となる給付金を支給するとともに、修了支援給付金を受講修了後に支給します。

〈支給対象〉

- ・児童扶養手当支給水準の母子家庭の母及び父子家庭の父（所得制限水準を超過した場合であっても１年に限り引き続き対象者とする）
- ・養成機関で６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

〈対象資格〉 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、デジタル分野等の民間資格等

〈支給額〉

- ・訓練促進給付金 100,000 円/月（課税世帯 70,500 円/月）
修業期間の最終 12 月については、140,000 円/月
（課税世帯 110,500 円/月）
- ・修了支援給付金 50,000 円（課税世帯 25,000 円）

〈支給期間〉

- ・修業期間の全期間（上限４年 ※准看護師から引き続き看護師の養成機関で修学する場合は通算５年支給）

「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」（兵庫県 HP）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/shokugyo-kunren.html>



③高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、養成機関への入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。

但し、高等職業訓練促進資金貸付のうち入学準備金については、自立支援教育訓練給付金との併給はできません。

〈貸付額〉・養成機関への入学準備金(50万円)

・就職準備金(20万円)を貸付(5年間継続して就業した場合は返済免除)

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

④高等学校卒業程度認定試験合格支援

より良い条件での就職や転職により、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了し、認定試験に合格した際に受講費用の一部を支給します。

〈支給対象〉自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けていること

〈対象講座〉高卒認定試験合格講座(通信教育可)

〈支給額〉・受講開始時、受講費用の4割を支給(上限10万円)

・修了後、受講費用の1割を支給(受講開始時と合わせて上限12万5千円)

・高卒認定試験合格後、受講費用の1割を支給(受講開始時、修了時と合わせて上限15万円)※通信制の場合

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

※実施していない市もありますので、各市にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(兵庫県 HP)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/kousotsunintei.html>



IXこどもの保育が必要な時

①子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的の困難になった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間、こども及び保護者を預かる事業。

②夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

※支援事業を実施していない市町もありますので、各市町にお問い合わせください。

②ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は、市町が設立、運営し、“育児の援助を受けたい人”と“育児の援助を行いたい人”とがお互いに会員になって、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支えるシステムです。

○ファミリー・サポート・センターの会員になるためには

在住している市・町にファミリー・サポート・センターがある方（センターによっては近隣市町も対象としているところもあります）で、各センターの会員の登録条件を満たしていれば、それぞれのセンターで入会手続きを行ってください。登録条件等詳しくは、各センターにお問い合わせください。

○ファミリー・サポート・センターのしくみ

◆会員の種類

依頼会員（子どもを預かってほしい人）

提供（協力）会員（子どもを預かることができる人）

両方会員（両方に登録して、子どもを預かったり預けたりする人）

◆サービスの手順

センター事務局のアドバイザー（またはサブ・リーダー）に電話します。

アドバイザー（またはサブ・リーダー）は援助が可能な提供（協力）会員を探し、依頼した会員に紹介します。

提供（協力）会員と依頼会員は、時間や場所など事前打ち合わせをします。

（送迎などを依頼します）

提供（協力）会員は、援助活動が終わったら活動報告書を書き、依頼会員に確認してもらいます。

依頼会員は、規定の報酬と実費を提供（協力）会員に支払います。

◆会員間で援助する主な内容

保育所までの送迎を行う。

保育所の開始前や終了後、子どもを預かる。

放課後学童クラブ終了後や学校の放課後、子どもを預かる。

保護者の病気や急用の場合に子どもを預かる。

冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事の際、子どもを預かる。

保護者の短時間、臨時的な仕事の場合に子どもを預かる。など

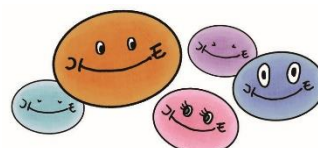
- ・子どもを預かるのは原則として提供（協力）会員の自宅です。
- ・援助活動は、早朝・夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。
- ・一部のセンターでは、病児・病後児の預かりも行っています。詳しくは各センターにお問合せください。

◆援助に対する謝礼

援助を受けた会員は提供（協力）会員に規定の報酬と実費を払います。金額は1時間 600 円から 800 円程度で、制度の趣旨、地域の実情等を反映した額を、各ファミリー・サポート・センターが会則等で定めています。

◆援助活動中の事故

援助活動は、会員同士の請負または準委任契約に基づくもので、活動中の事故は当事者である会員相互間で解決することになっています。なお、センターでは活動中の事故に備え、補償保険に一括して加入しています。会員は、登録すると自動的に「サービス提供会員傷害保険」等に参加することになります。



厚生労働省「すくすくサポート」

センター名	住 所	電 話
神戸市ファミリー・サポート・センター	神戸市東灘区田中町 5-3-18 コープこうべ生活文化センター 2 階	(078)414-3081
尼崎市ファミリーサポートセンター	尼崎市南武庫之荘 3-24-5 尼社協ほっと館 3 階	(06)4950-8862
にしのみやしファミリー・サポート・センター	西宮市津田町 3-40	(0798)39-1534
芦屋市ファミリー・サポート・センター	芦屋市呉川町 14-9	(0797)25-0521
伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	伊丹市広畑 3-1	(072)772-4560
宝塚市ファミリーサポートセンター	宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚2階	(0797)85-4535
かわにしファミリーサポートセンター (猪名川町在住の方も利用できます)	川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ	(072)740-6800
さんだファミリーサポートセンター	三田市弥生が丘 1-1-2 サンフラワービル2階	(079)559-8996
明石市ファミリーサポートセンター	明石市大明石町 1-6-1 パピオスあかし 5 階あかしこども広場内	(078)915-1277
加古川市ファミリーサポートセンター	加古川市加古川町篠原町 21-8 加古川ヤマトヤシキ7階	(079)424-9933
高砂市ファミリーサポートセンター	高砂市高砂町松波町 440-35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内	(079)442-0555
稲美町ファミリーサポートセンター	加古郡稲美町岡 1802 番地の 2	(079)497-7100
播磨町ファミリーサポートセンター	加古郡播磨町西野添 2-10-34	(078)944-0717
西脇市ファミリー・サポート・センター	西脇市嶋253-1	(0795)23-5686
三木市育児ファミリーサポートセンター	三木市末広 1-6-46	(0794)82-2395
おの育児ファミリーサポートセンター	小野市王子町 801	(0794)63-3611
加西市ファミリー・サポート・センター	加西市北条町横尾 1000 番地 こども未来課内	(0790)42-8726
加東市ファミリー・サポート・センター	加東市社 50	(0795)43-0444
ファミリー・サポート・センターたか	多可郡多可町中区岸上 224 - 17	(0795)32-5135

姫路市ファミリーサポートセンター	姫路市市之郷 1006-8 すこやかセンター3階	(079)223-5638
神河町ファミリーサポートセンター	神河町寺前 64(町教育課)	(0790)34-0212
相生市ファミリーサポートセンター	相生市緑ヶ丘四丁目5-5	(0791)23-0155
赤穂市ファミリー・サポート・センター	赤穂市中広 267 赤穂市総合福祉会館内	(0791)42-4011
宍粟市ファミリーサポートセンター	宍粟市山崎町今宿 5-15 子育て支援課	(0790)63-3176
たつの市ファミリーサポートセンター	たつの市龍野町富永 410-2	(0791)63-5117
太子町ファミリーサポートセンター	太子町老原 102-1(太子町社会福祉協 議会内)	(079)276-4111
上郡町ファミリー・サポート・センター	上郡町大持 278(町健康福祉課)	(0791)52-1114
さようファミリーサポートセンター	佐用町長尾 905-9(町健康福祉課)	(0790)82-0341
豊岡市ファミリーサポートセンター	豊岡市大手町 4-5 アイティ 4 階	0796-21-9088
丹波篠山市ファミリーサポートセンター	丹波篠山市網掛 301	(079)590-1388
丹波市ファミリーサポートセンター	丹波市柏原町柏原 2715	(0795)70-2244
南あわじ市ファミリー・サポート・センター	南あわじ市榎列松田 747-3	(0799)42-3060
朝来市ファミリー・サポート・センター	朝来市和田山町法興寺 378-1	(079)666-8370
養父市ファミリー・サポート・センター	養父市広谷 250-1(養父庁舎 2F)	(070)4170- 8622

「ファミリー・サポート・センター」(兵庫県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw09_000000001.html



③病児・病後児保育推進事業

県では、就労の状況等からやむを得ず病気の子どもを看ることができない保護者を支援するため、病児・病後児保育事業の実施を支援しています。

各施設で対象児童、開設日、開設時間や利用料金等が異なります。利用に際しご不明な点は、下記HPでご確認いただくとともに、各施設へ直接お問い合わせください。

「病児・病後児保育」(兵庫県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kfll/hwlo_000000077.html



Xこどもの教育費を確保したい

①就学援助

生活保護を受けている方及び生活保護に準じる程度に困窮しており、子どもが市町立の小中学校に就学するにあたり、経済的な援助を必要とされる方に、就学援助費を支給する制度です（ただし所得制限があります）。

給付内容は、学用品費、学校給食費などです。

援助を希望される方は、4月に学校で配布される「就学援助制度についてのお知らせ」をお読みのうえ、学校へお申し込みください。年度の途中でも、随時申請することができます。（支給費目は、認定日以降の経費が対象になります。）

※詳しくは、各市町の教育委員会にお問い合わせください。

②高等学校等就学支援金

高校等の授業料の支援として、国公立問わず、国籍・在留資格要件を満たす生徒を対象に、国から学校設置者に対して、就学支援金が支給される制度です。

学校への授業料の納付が不要となります。

※詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

③高校生等奨学給付金

高校生等がいる中低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための制度です。返済は不要です。

※詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

④「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」

株式会社ローソンより提供を受けた寄付金等を原資とし、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会が行っている奨学金制度。

応募資格は下記の条件にすべて該当すること。

- ①中学校、高等学校、高等専門学校（定時制、通信制を含む）等に在籍している生徒で、中学校 3 年生、高等学校等 1 年生～ 3 年生である者
- ②ひとり親の世帯（母子・父子家庭）等であり、就学に関して経済的に困難な生徒
- ③夢を実現するための意欲があり、社会への貢献を希望している生徒
- ④全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体の会員、及び入会を希望する者も含めたひとり親世帯の子ども（生徒）

詳しくは一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会のホームページへ

<http://zenbo.org/>



（事務局）

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

東京都品川区東大井 5-23-13 [TEL:03-6718-4088](tel:03-6718-4088)

⑤一般財団法人 あしなが育英会

あしなが育英会は、病気や災害、自死（自殺）で親を亡くした子どもや、親に障がいがある子どもを、奨学金、教育支援、心のケアの三つの柱で支える民間非営利団体です。

奨学金は、高校生（月額 3 万円・給付）、大学・短大生（月額 4 万円または 5 万円・貸与）、専修・各種学校生（月額 4 万円・貸与）、大学院生（月額 8 万円・貸与）を対象としています。貸与奨学金は無利子です。また、大学進学支援金（30 万円・給付）や大学生支援金（月額 2～4 万円・給付）などを交付する「あしなが MUFG 奨学基金」も設けています。

教育支援では、小中学生オンライン学習支援「ラーニングサポートプログラム」のほか、大学奨学生寮「あしなが心塾」（東京都日野市）・「虹の心塾」（神戸市）の運営、サマーキャンプ「高校奨学生のつどい」（全国 8 会場）の開催などを行っています。また、神戸、東京、仙台、石巻の「レインボーハウス」では、親を亡くした小中学生を対象に、心のケア活動を実施しています。神戸市東灘区の「神戸レインボーハウス」では、遊びやおしゃべりなどを通じて子ども同士が交流する日帰りグリーフプログラムや、乗馬や陶芸、音楽鑑賞、スポーツ観戦などに挑戦する体験プログラムを毎月 1～2 回開催しています。親を亡くした子どもとその保護者であれば、どなたでも参加できます。

関心のある方は、ウェブサイトよりお問い合わせください。

※あしなが育英会

TEL:03-3221-0888

<https://www.ashinaga.org/>



※あしなが育英会 神戸レインボーハウス

TEL:078-453-2418 メール rainbow-k@ashinaga.org

<https://www.ashinaga.org/activity/emotional-care/rainbow-house-kobe/>



⑥公益財団法人 交通遺児育英会

交通遺児育英会は、道路における交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいのある方の子女などのうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。高校・大学・大学院・専修学校・各種学校に学ぶ方々に奨学金を無利子で貸与（一部給付制度あり）しているほか、家賃補助、上級学校進学受験費用補助、自動車運転免許取得費用補助などの修学支援も行っています。

指導・教育活動として学業成績および生活状況に関する指導のほか、毎年、「つどい（全国の高校奨学生と保護者が交流を深める集い）」や「海外語学研修」等を行っています。

「海外語学研修」は、英会話能力の向上と国際化時代に対応できる人材になるための動機づけを目的とし、選抜した奨学生（約 30 名）を主に米国などに派遣しています。

地方出身の方も、経済的、精神的に安心して大都市圏の大学などに通えるように、学生寮「心塾」を東京と関西に開設しています。

詳しくは公益財団法人 交通遺児育英会

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階

TEL:03-3556-0771

<https://www.kotsuiji.com/>



⑦大学等受験料・模擬試験受験料助成制度

経済的課題を抱える世帯の子どもに対して大学等受験料、模擬試験受験料の助成を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しします。

各市町によって、制度実施の有無、支給額等が異なりますので、各市町へお問い合わせください。

⑧高等教育の修学支援新制度

入学金や授業料の減免及び給付奨学金（「日本学生支援機構奨学金」の項目を参照）による支援を行う制度です。一定の要件を満たした大学、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専門学校に進学予定または通う学生で、本人及び生計維持者の市町村住民税所得割が非課税またはそれに準ずる世帯、多子世帯に対し、原則返還不要な給付奨学金を支給します。

※学力基準や家計基準があります。

※進学前に奨学金の予約をする予約採用、進学後に奨学金を申し込む在学採用があります。

○問い合わせ先

・授業料等の減免に関して：在学または進学する大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校

・給付奨学金に関して：「日本学生支援機構奨学金」の項目を参照

※在学または進学する大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が要件を満たしているかは、文部科学省のホームページから確認できます。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/support/index.html>

⑨日本学生支援機構奨学金

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学予定または通う学生に対し、給付奨学金（大学院・高等専門学校1～3年は対象外）、第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子、高等専門学校1～3年は対象外）が支給または貸与されます。

※学力基準や家計基準があります。

※進学前に奨学金の予約をする予約採用、進学後に奨学金を申し込む在学採用があります。

○問い合わせ先

申込に関して：在籍している学校（原則、学校を通じた申込となります。）

給付・貸与・返還に関する相談：日本学生支援機構 奨学金相談センター

【TEL:0570-666-301】（ナビダイヤル）9 時 00 分～20 時 00 分（土日祝日・年末年始を除く）

海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話からは【TEL:03-6743-6100】

ホームページ：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

⑩母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学・就学支度資金）

子どもが高校、大学（院）等で修学するために必要な資金及び、子どもが高校、大学等に入学するために必要な資金を貸し付けます。※P.33参照

⑪学習支援

自治体によって、子どもの学習支援や、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援などを行っている場合があります。

各市町によって、制度実施の有無、内容が異なりますので、各市町へお問い合わせください。

XI問い合わせ窓口

各制度についての詳しい内容は、市町、県健康福祉事務所等の窓口、各地区婦人共励会にお問い合わせ下さい。

制度によっては実施していない市町もあります。また、市町が単独で実施している制度もありますので、窓口で確認してください。

①市町(母子福祉担当)

市町名	住 所	電 話
神戸市こども家庭局家庭支援課	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	078-322-0249
姫路市こども未来局こども育成部 こども支援課	姫路市安田4丁目1番地	079-221-2132
尼崎市こども青少年局こども福祉課	尼崎市東七松町1丁目23番1号	06-6489-6349
明石市こども局子育て支援室 児童福祉課	明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号	078-918-5027
西宮市こども支援局子育て支援部 子供家庭支援課	西宮市六湛寺町 10 番 3 号	0798-35-3166
洲本市健康福祉部子ども子育て課	洲本市本町三丁目 4 番 10 号	0799-22-1333
芦屋市こども福祉部こども家庭室 こども政策課	芦屋市精道町7番6号	0797-38-2045
伊丹市健康福祉部生活支援室 こども福祉課	伊丹市千僧1丁目1番地	072-780-3518
相生市健康福祉部子育て元気課	相生市旭一丁目6番28号	0791-22-7175
豊岡市こども未来部こども支援課	豊岡市中央町 2 番 4 号	0796-21-9038
加古川市こども部家庭支援課	加古川市加古川町北在家 2000	079-427-9293
赤穂市健康福祉部子育て支援課	赤穂市加里屋 81 番地	0791-43-6808
西脇市福祉部はぴいくサポートセンター	西脇市下戸田 128 番地の 1	0795-22-3111
宝塚市子ども未来部子育て応援課	宝塚市東洋町 1 番 1 号	0797-77-2128

三木市健康福祉部こども福祉課	三木市上の丸町10番30号	0794-82-0151
高砂市健康こども部子育て支援室 子育て支援課	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9024
川西市こども未来部こども支援課	川西市中央町12番 1 号	072-740-1179
小野市市民福祉部子育て支援課	小野市中島町 531 番地	0794-63-1645
三田市こども未来部こども政策課	三田市三輪2丁目1番1号	079-559-5072
加西市福祉部子育て支援課	加西市北条町横尾1000	0790-42-8709
丹波篠山市保健福祉部社会福祉課	丹波篠山市北新町 41 番地	079-552-7101
養父市健康福祉部社会福祉課	養父市八鹿町八鹿1675番地	079-662-3162
丹波市福祉部こども福祉課	丹波市氷上町石生 2059 番地 5	0795-88-5287
南あわじ市福祉部福祉課	南あわじ市市善光寺22番地1	0799-43-5216
朝来市こどもみらい部子育て支援課	朝来市和田山町法興寺 378 番地 1	079-666-8103
淡路市健康福祉部子育て応援課	淡路市生穂新島 8 番地	0799-64-2134
宍粟市健康福祉部子育て支援課	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	0790-63-3176
加東市健康福祉部福祉総務課 (子育てスマイルセンター)	加東市社50番地	0795-43-0408
たつの市福祉部児童福祉課	たつの市龍野町富永 1005 番地 1	0791-64-3153
猪名川町生活部こども課	川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1	072-767-7477
多可町こども未来課	多可郡多可町中区岸上 281-51	0795-32-2385
稲美町健康福祉部こども課	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	079-492-9155
播磨町健康福祉課	加古郡播磨町東本荘1丁目5番30	079-435-0311
市川町健康福祉課	神崎郡市川町西川辺165-3	0790-26-1013
福崎町福祉課	神崎郡福崎町南田原 3116-1	0790-22-0560
神河町住民生活課	神崎郡神河町寺前 64	0790-34-0962
太子町教育委員会こどもえがお課	揖保郡太子町鷗 280-1	079-277-1019
上郡町健康福祉課子育て支援係	赤穂郡上郡町大持 278 番地	0791-52-1114
佐用町健康福祉課子育て・福祉室	佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	0790-82-0661
香美町福祉課	美方郡香美町香住区香住 870-1	0796-36-1964
新温泉町福祉課	美方郡新温泉町浜坂 2673-1	0796-82-5622

②県内健康福祉事務所

事務所名	住 所	電 話
芦屋健康福祉事務所	芦屋市公光町 1-23	0797-26-8151
宝塚健康福祉事務所	宝塚市東洋町 2-5	0797-61-5176
加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9118
加東健康福祉事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9360
中播磨健康福祉事務所	姫路市北条 1-98	079-281-9210
龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永 1311-3	0791-63-5136
豊岡健康福祉事務所	豊岡市幸町 7-11	0796-26-3669
新温泉健康福祉事務所	美方郡新温泉町三谷 389-1	0796-82-3161
丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3758
洲本健康福祉事務所	洲本市塩屋 2 - 4 - 5	0799-26-2054

③県内共励会加盟団体

共励会名	住 所	電 話
一般財団法人 姫路市婦人共励会	姫路市安田 3 丁目 1 番地姫路市 総合福祉会館 4 階	079-222-7402
洲本市婦人共励会	洲本市港2番 26 号 洲本市健康福祉館 3 階	0799-24-5877
伊丹市婦人共励会	伊丹市広畑3丁目 1 番地 伊丹市立地域福祉総合センター内	072-772-2584
相生市婦人共励会	相生市旭1-6-28 相生市福祉事務所内	0791-22-7175
赤穂市婦人共励会	赤穂市加里屋 81 番地 赤穂市役所健康福祉部子育て支援課	0791-42-3376
西脇市婦人共励会	西脇市和布町 277 番地の 1	0795-38-7255
宝塚市婦人共励会	宝塚市安倉西2丁目1番1号 宝塚市総合福祉センター	080-2833-1815
川西市婦人共励会	川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所こども未来部こども支援課内	072-740-1179
加東市婦人共励会	加東市社 26 番地 社福祉センター内	0795-42-2006

神崎郡神河町婦人共励会	神崎郡神河町寺前 64 番地 神河町役場住民生活課内	0790-34-0962
神崎郡福崎町婦人共励会	神崎郡福崎町西治 474 番地6 福崎町社会福祉協議会内	0790-23-0300
神崎郡市川町婦人共励会	神崎郡市川町甘地323- 1 市川町社会福祉協議会内	0790-26-1988
穴栗市婦人共励会	穴栗市山崎町岸田 805	0790-62-1866
養父市婦人共励会	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-3162
淡路市婦人共励会	淡路市生穂新島 8 番地	0799-64-2134
南あわじ市婦人共励会	南あわじ市市善光寺 22 番地 1	0799-43-5219
一般財団法人兵庫県婦人共励会	神戸市中央区下山手通 5 丁目 7-11	078-341-7372
関係機関		
兵庫県福祉部児童家庭課	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	078-362-3201
一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会	東京都品川区東大井 5-23-13	03-6718-4088
社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会	神戸市中央区橘通3- 4- 1	078-341-4532